

	質 問	回 答
1	仕様書p1 2 事業者が支払う電気代は、使用許可物件の照明代金等となっておりますが、現状の請求スキームをご教示頂けますでしょうか。	照明機器の電気使用量、設置機器(発券機、ゲート、精算機)の電気使用量及び使用許可しているエリアの管球交換数をもとに請求金額を確定した後、大阪府より納入通知書を事業者へ送付することで料金の請求をしております。
2	地下2階に3箇所のチェーンゲートが設置されていますが、こちらも整備範囲に含まれるのでしょうか。	整備範囲に含まれません。
3	仕様書p2 3(4)エ「ゲート開閉のために、定期券・無料券を随時発行できるよう機器を貸与する事」とありますが、現在何基貸与されているのでしょうか。	1台貸与されています。
4	仕様書p2 3(4)エ「定期券・無料券の無償提供以外の追加分は購入」とあります。過去3か年の購入実績をご教示願います。	過去3か年の購入実績は次の通りです。 H29年度 173,340 円 H30年度 購入実績なし H31年度 118,800 円
5	収入について、過去3年分の実績値をご教示願います。	事業者による運営事業のため収入の開示は行いません。 仕様書5参考データ(②駐車場(全体)の利用状況)を参照ください。
6	支出に関し「各費目内訳額及び総額」の過去3年分実績値をご教示願います。	過去3年分の支出総額(各費目内訳)は次の通りです。 H29年度 501,949円(照明機器分 471,068円 設置機器分 30,881円 管球交換費 実績なし) H30年度 474,326円(照明機器分 445,146円 設置機器分 29,180円 管球交換費 実績なし) H31年度 514,751円(照明機器分 471,347円 設置機器分 30,908円 管球交換費 12,496円)
7	許可台数分の利用台数に関して、過去3か年の実績値をご教示願います。	事業者による運営事業のため有料台数の開示は行いません。 仕様書5参考データ(②駐車場(全体)の利用状況)を参照ください。 なお、過去3か年の無料券等利用台数は下記の通りです。
8	利用台数に関し、過去3か年の有料及び無料出庫台数をご教示願います。	H29年度 7,719台 H30年度 6,038台 H31年度 5,073台
9	募集要項p2 3(2)使用量等について、応募価格(応募申込書)へ記載する額には、行政財産使用料が含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	応募価格へ記載する額は、公募物件の行政財産使用料を含む額となります。なお、仕様書3(4)イの通り、料金徴収設備等設置部分については、別途行政財産使用許可を行い、応募価格とは別に使用料を支払う必要があります。

	質 問	回 答
10	コロナ禍の影響が令和3年度以降も残ると想定されます。コロナ禍の影響を勘案した収入予測に基づく応募価格の設定でよろしいでしょうか。それとも別途協議の為、コロナ禍の影響は織り込まなくてもよいのでしょうか。	応募価格の設定は事業者の判断によります。
11	仕様書p1 3(3)管理範囲に「テナント貸区画含む」とあります。テナント貸区画とあります。テナント貸区画の管理に関し、事業者側で行う業務についてご教示願います。	清掃、ゴミ処理、修繕等、使用物件の維持管理に付随する業務となります。
12	仕様書p1 3(3)1階部分は管理管轄外との認識で間違いはないでしょうか。	1階は管理管轄外です。1階正面玄関前の専用エリアへの誘導については業務範囲に含まれません。
13	仕様書p2 3(9)ア「障がい者手帳の掲示があった場合は、利用料金を無料」、とあります。1階正面玄関前の専用エリアへ誘導するのでしょうか。	
14	仕様書p1 3(3)「終日9時から21時まで管理員を2ポストに配置」とあります。9時～15時、15時～21時に各1名の配置でよろしいでしょうか。	いいえ。終日2ポストを配置する必要があります。
15	仕様書p1 3(3)「繁忙期には増員」とありますが、繁忙期の具体的な時期及び日数、増員の具体的な規模をお示しください。	繁忙期については周辺施設の催事等による影響が大きいため、具体的な時期及び日数をお示しすることはできません。また、増員の規模については事業者の判断によります。
16	仕様書p1 3(4)ア「地下1階出口については大阪府の指示時間内は無料」とありますが、現状初期無料時間は設けられていません。初期無料時間の設定は不要との認識でよろしいでしょうか。	現状、地下1階出口については、大阪府公用車等の車両(定期券なし)のために入庫から1時間以内であれば無料で出庫できるよう事業者へ指示しております。そのため、無料時間の設定は必要です。
17	現事業者が整備されている設備機器の詳細及び数量を開示願います。(バーゲート、入場受付機、退場精算機、事前精算機等)	現在、大阪府が許可している設備機器の詳細及び数量は別紙の通りです。